

目抜き通りの歩道再整備と交差点の広場化に関する研究 —大分市国道197号・昭和通りを事例として—

福岡大学大学院工学研究科建設工学専攻
福岡大学工学部社会デザイン工学科

学生会員
学生会員

○田中 良季, 吉田 奈緒子 正会員 柴田 久, 石橋 知也
諫山 裕生

1. はじめに

近年, 高度経済成長期の道路延伸に合わせて整備された街路及び道路付属物等の老朽化が深刻になっている. そうしたなか, 大分市の目抜き通り国道197号は歩道の舗装や街灯等の不統一, 歩道橋ならびに横断防止柵の劣化等の問題点が指摘され, 大分県は平成27年度に昭和通り再整備(以下, 本事業)の事業計画を立案した. その前段として整備方針や通行区分, 意匠等に関する提言を目的とした「リボン197協議会(以下, 協議会)」を発足, 沿道企業の代表者や有識者らとともに二年間の協議を行った. 本事業の一環として, 平成28年度に昭和通りと中央通りの交差点(以下, 昭和通り交差点)四隅の小空間(以下, 四隅広場)の有効活用として広場化が検討されている. 本研究では本事業の策定プロセス及び検討内容を詳述したうえで, 全国の目抜き通り交差点の空間構成に着目した実態調査を行い, 昭和通り交差点の特長について検証することを目的とする.

2. 本事業の概要

本事業の対象区間は 197 号の舞鶴橋西交差点～中春日交差点の 2.1km である. 協議会の事務局は大分県庁土木建築部道路保全課であり委員は沿道企業の代表者や有識者等 23 名で構成されている. また上記事務局には大分市役所都市計画課(以下, 市計画課)も参加, 整備に向けた情報の共有, 関係者協議に向けた協力体制がとられた.

3. 再整備の検討プロセスにおける要点

(1)現状における問題点の把握

平成27年度に協議会, 平成28年度に研究室で現地踏査が行われ, 道路舗装において, アスファルトやインターロッキングの交錯など, 前述した不統一による街路景観上の問題が把握された. また街灯や横断防止柵においても色, 形ともに揃っておらず, 架橋されている歩道橋の劣化に加え, 橋脚下部周辺の雑草や汚れなど, 維持管理上の問題点も指摘された. さらに城址公園大手門西側区間であるクロマツ区間は他の区間より1車線多く, バス右折専用レーンが設置されているため歩道が狭くなっていた. 本区間は幹が著しく傾いたクロマツがあることで有名であり, そのため歩行者が円滑に通れる十分な幅員, 高さが確保されていない状況にあった. 一方, 昭和通り交差点四隅には, 植栽の入った四隅広場が設置されていた. しかし, 鬱蒼とした樹木の乱立により, 信号待ちの歩行者が四隅広場に立ち寄る等の光景は見られなかった. ま

た街灯も少なく, 防犯上の問題も指摘でき, 休憩場所としてほとんど機能していない状況が把握された. 筆者らは平成29年度における実施設計の検証作業として, 昭和通り交差点の動線調査及び利用実態調査を行った. その結果, 基本設計時に目指されたデザイン案の妥当性が確認された.

(2)クロマツ区間の協議

クロマツ区間の設計方針を考案するにあたり, 研究室は本区間の歴史について文献調査を行った. これよりクロマツが古くは大正時代から存在していたことが把握され, その価値が再認識された. また協議会においても「城址の石垣との調和が良い」との意見が出され, 本区間ではクロマツを出来る限り保存することで方針が決定された. さらに前述したバス右折専用レーンをなくすことで歩道を拡張し, 同時に自転車通行帯を設置する案が協議会にて合意された. 一方で, 前述した傾いたクロマツについては最も古くから本区間に植えられていたことが確認され, 「長年にわたり自然災害を乗り越えてきたこのクロマツを残してほしい」といった市民からの意見があることも共有された. 以上の経緯を踏まえ, 通行の邪魔になっていた斜めに傾くクロマツのみを隣接する城址公園に移植し, その他のクロマツは保存したうえで, より長くクロマツの区間を延長させる設計提案がなされ, 承認された.

(3)四隅広場におけるデザイン提案の特徴

四隅広場に対する再整備に向け, 筆者らは現地による利用動線の調査や模型検討を重ねながら, 本広場のデザイン案の提案を行っている. 四隅広場は基本計画・設計で行われた隣接する企業へのヒアリングや現地踏査から把握された設計課題から休憩空間としてだけでなく, イベントやアート展示等に対応した多目的な空間利用としてのニーズを反映させた設計に至っている. デザインの特徴として, 四隅に共通して設置される演出照明のついたロングベンチや各エリアに設けられた周辺との関係性を踏まえたコンセプト, 舗装パターンを変えることによって誘引・滞留効果をもたらす空間的工夫等が施されている.

4. 目抜き通りの交差点に関する全国調査

(1)対象交差点の選出と調査方法

本研究では, 目抜き通りを平成27~29年度の都道府県別最高路線価の所在地¹⁾, 平成29年度の都道府県別公示地価²⁾の上位10位までの個所付近を通る幹線道路から抽出し, 交差点

表-1 構成要素と四叉路における空間構成

		街路数			構成要素				
		三叉路 iii(19)	四叉路 iv(279)	五差路 v(15)	角地の建物形状	角地の空地の土地利用		河川沿い	T字路の突き当たり
街路の 交わり方	直交 r	r iii (14) 	r iv (153) 	d v (15) 	隅有り a(132) 	駅前広場、 広場状空地 c(85) 	建物付随 d(49) 	河川 g(38) 	建物有 h(10)
	斜交 d	d iii (5) 	d iv (126) 		隅切り b(813) 	駐車場 e(87) 	公園等の様な 列として空地 f(30) 		空地 i(5) - 広場(1) - 駐車場(4)
四叉路における空間構成									
建物			建物+空地			空地			
 隅有りのみ a4(1) 隅切りのみ b4(84) 隅有り+隅切り a1b3、a2b2等(44)			 1隅でも空地进行を有する 交差点 b2c2、b3e1等(143)			 複数要素での土地利用 c3e1、d2e2等(5) 統一された土地利用(2) c4: 大分県「昭和通り」 f4: 奈良県「県庁東」			
■: 道路 □: 歩道 ●: 建物			■ 空地の土地利用 駐車場:66件 広場:52件 建物付随:39件 公園:23件						

を全47都市313件，選出した。調査方法はゼンリン電子地図帳Zi19 (2016年度版) ならびにGoogle Earthの航空写真を活用し，全313ヶ所の目抜き通り交差点の空間形態を交差点の隅毎に把握したうえで，それら交差点の角地建物の有無等の構成要素を類型化，整理した。

(2)全国交差点の構成要素の分類とその傾向

本調査の結果から，交差点の形状として三叉路，四叉路，五差路およびそれらの交わり方として直交 (T, 十字)，斜交が抽出された。また角地の建物形状として a: 隅有り，b: 隅切り，角地の空地として c: 駅前広場・広場状空地，d: 公開空地などの建物付随，e: 駐車場，f: 公園等の様に列として空地，g: 河川，さらに T 字路の突き当たりのタイプとして h: 建物，i: 空地の全9構成要素が把握された【表-1】。

結果として，四叉路の空間構成では四隅全て隅切りの交差点が 84 件と最も多く見受けられたこと，交差点に有する空地の土地利用として四叉路においては，駐車場 66 件，広場状空地や駅前広場は 52 件，建物付随は 39 件，列として空地は 23 件把握され，駐車場としての利用が最も多いことを明らかにした。さらに目抜き通り交差点の四隅全体が空地で休憩空間として土地利用されている空地は全国で奈良県「県庁東」，大分県「昭和通り」の 2 件であることが明らかとなった。このうち「県庁東」は公園から連続した空地が形成した交差点であるのに対し，「昭和通り」は交差点の角地が局所的に広場として土地利用されていることが把握された【表-2】。

6. 本研究の成果

1) 昭和通り再整備プロセスの要点を整理し，本事業の特徴を抽出した。一つ目は協議会の場を介した関係組織間の調整

によって歴史あるクロマツ区間が保全され，車線減によって歩道を広げる街路整備の達成がなされたこと，二つ目には交差点四隅を広場化し，周辺との関係性を踏まえた新たな利用可能性を促すデザイン提案がなされたことが挙げられる。

2) 全国の目抜き通り交差点の分析によって，交差点の半数に空地が把握され，約 5 割が駐車場として土地利用されていたことが明らかとなった。地価も高く，都市の顔となりうる目抜き通り交差点の空地が駐車場として利用されている実態は，都市における経済的に適合した利用であるかとともに，まちの印象を決める魅力的な空間としての可能性を引き下げる懸念が指摘される。

3) 上記の結果を踏まえ，昭和通り交差点の四隅広場に対するデザイン提案の希少性と先行性が明らかとなり，昭和通り交差点の特長として抽出された。

表-2 昭和通り交差点の比較事例

[195]奈良: 県庁東(f4)	[285]大分: 昭和通り(c4)
<ul style="list-style-type: none"> 四隅全体に列とした空地が集合しており，公園としての空地利用がされている事例 公園から連続した空地が形成した交差点 	<ul style="list-style-type: none"> 四隅全体に広場状空地が集合しており，角地が局所的に広場として土地利用がされている 植栽やモニュメント(銅像)を有している

【参考文献】

- 1) 国税省 HP : <https://www.nta.go.jp>
- 2) 国土交通省地価公示・都道府県地価調査 HP : <http://www.land.mlit.go.jp/landprice>